

## 標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示案について（概要）

### 1. 改正概要

第 213 回国会において、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）が成立し、令和 6 年 5 月 15 日に公布された。

改正法第 4 条では、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）において、運送契約締結時等の書面交付義務、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成・保存義務等について規定し、当該規定については、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとされたところである。

また、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 3 号。以下「改正省令」という。）において貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）を改正し、改正法に基づく省令事項について規定の整備を行った。

上記改正法及び改正省令の施行等に伴い、法第 10 条第 3 項等に基づき国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款について、所要の改正を行う。

- ・ 標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「運送約款」）
- ・ 標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・ 標準引越運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車引越運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越約款」）
- ・ 標準霊きゅう運送約款（平成 18 年国土交通省告示第 1047 号。以下「霊きゅう約款」）
- ・ 標準貨物自動車特定信書便運送約款（平成 27 年国土交通省告示第 1163 号。以下「標準信書便約款」）
- ・ 標準貨物軽自動車特定信書便運送約款（平成 28 年国土交通省告示第 247 号。以下「軽信書便約款」）

### 2. 改正内容

#### (1) 運賃・料金及び附帯業務等を記載した書面の交付

「運送約款」及び「軽運送約款」における、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）の交付に係る規定について、改正法及び改正省令の内容を反映させる。また、「霊きゅう約款」については、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む。）の交付に係る規定を設けることとする。

〔関係条項〕運送約款（第 6 条、第 7 条）、軽運送約款（第 6 条、第 7 条）、霊きゅう約款（第 7 条、新設）

#### (2) 運賃・料金等の店頭掲示

法第 11 条において義務付けられている、運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する場合には、店頭にも掲示が必要である旨を明確化する。

〔関係条項〕運送約款（第 32 条）、宅配便約款（第 8 条）、引越約款（第 18 条）、軽運送約款（第 32 条）、軽引越約款（第 18 条）、霊きゅう約款（第 16 条）、標準信書便約款（第 13 条）、軽信書便約款（第 13 条）

(3) その他所要の改正

3. スケジュール (予定)

公 布： 令和7年3月中旬  
施 行： 令和7年4月1日